

栃木市小規模物品等契約希望者登録の申請をされる方へ

1 小規模物品等契約希望者登録制度について

この制度は、栃木市物品購入等入札参加者資格審査の申請を行っていない方を対象とした登録制度です。市が発注する1回あたりの受注金額が50万円未満の物品の購入、役務の提供等の契約を希望する方を名簿に登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。

発注の際には、原則として複数の業者による見積り合せを行い、最低価格を提示した方と契約することになります。

登録できる業種は3業種以内となります。

※「平成31・32年度小規模物品等契約希望者登録 業種区分表」で確認してください。

2 登録できる方

次の①～⑤の条件を全て満たす方が登録申請できます。

- ①市内に本社、本店を有する事業者（法人、個人問わず）
- ②成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ③物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されていないこと。
- ④希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること。
※「営業に必要な許可・登録・届出の例示」を参照してください。
- ⑤市税を完納していること。

3 登録申請の方法

【新規登録の方】

登録を希望する方は、次の書類を添付して、栃木市総務部契約検査課あてに郵送により提出してください。（持参も可。）

- ①小規模物品等契約希望者登録申請書
- ②市税の完納証明書（申請時で3か月以内のもの、写し可）
※法人の場合は法人の証明書。個人の場合は代表者個人の証明書。
- ③希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
※参照「営業に必要な許可・登録・届出の例示」
- ④取扱品目報告書（任意提出。希望業種についてより詳細な内容を記載したい場合のみ作成し、提出してください。）

【現在登録になっている方】

平成31年3月31日まで登録の有効期間のある方は、契約検査課から今までの申請内容を記載した申請用紙を送付いたします。申請内容（希望業種、代表者、住所等）を確認し、修正がある場合は修正して、申請者の住所、氏名等を記入、押印のうえ、市税の完納証明書および希望する業種を履行するために必要な資格等の写しを添えてご提出ください。

4 登録申請の受付期間等

- ・平成30年10月29日（月）～11月16日（金）（土、日、祝日を除く。）
- ・午前9時～午後5時（持参の場合）

5 登録の有効期間

平成31年4月1日から平成33（2021）年3月31日まで

※平成31年4月1日以降に登録申請をされた方は、登録になった日から平成33（2021）年3月31日までが期間となります。

6 登録者の取扱い

小規模物品等契約希望者登録名簿は、庁内に公開し、小規模物品の購入、役務の発注の際の業者選定に活用されます。

ただし、この名簿に登載されても指名や契約を約束するものではありません。

7 登録事項の変更等

登録名簿に登載された方で、登録事項に変更があったときは、小規模物品等契約希望者登録事項変更届を、事業を中止又は廃止したときは、小規模物品等契約希望者登録中止（廃止）届のご提出をお願いいたします。

8 問合せ・登録申請の送付先

〒328-8686 栃木市万町9番25号

栃木市 総務部 契約検査課 契約係（市役所3階・3C-7番窓口）

TEL 21-2362、2363 FAX 21-2674